

○財務省告示第二百九十二号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十二年八月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年九月七日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十
回）
- 二 発行の根拠 平成二十二年における財政運
営のための公債の発行の特例等
の法律及びその
に關する法律（平成二十二年法律
第七号）第二条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年法
律第二十三号）第四十六条第一項
及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に關する法律
（平成十三年法律第七十五号。以
下「振替法」という。）の規定の
適用を受けるものとし、その振替
機關は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」という。）
による発行（以下「価格競争入札
発行」という。）、価格競争入札と
同時に行われる入札であつて、価
格競争入札において定められた
利率をその利率とし、価格競争入
札において募入の決定を受けた
各申込みの応募価格を募入額に
より加重平均して得られる価格
をその発行価格とするものによ
- 三 振替法の適用等
（平成十三年法律第七十五号。以
下「振替法」という。）の規定の
適用を受けるものとし、その振替
機關は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」という。）
による発行（以下「価格競争入札
発行」という。）、価格競争入札と
同時に行われる入札であつて、価
格競争入札において定められた
利率をその利率とし、価格競争入
札において募入の決定を受けた
各申込みの応募価格を募入額に
より加重平均して得られる価格
をその発行価格とするものによ
- 四 発行方法
（平成十三年法律第七十五号。以
下「振替法」という。）の規定の
適用を受けるものとし、その振替
機關は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」という。）
による発行（以下「価格競争入札
発行」という。）、価格競争入札と
同時に行われる入札であつて、価
格競争入札において定められた
利率をその利率とし、価格競争入
札において募入の決定を受けた
各申込みの応募価格を募入額に
より加重平均して得られる価格
をその発行価格とするものによ

五

募入

る発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

イ

入札競争

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り

ロ

非競争入札

各申込みの応募額を案分により

ハ

特別参加者・別格第Ⅰ

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲において各申

六

発

入札競争額

各申込みの応募額を割り当てる。

別格第Ⅱ

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲において各申

・別格第Ⅱ

各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲において各申

七

払

込

金

額

行

争

入

札

発

競

格

第

II

加

場

で三利千五百七億円で、つき面金額
た利付国債につき、つき面金額
条第一項の規定に基づき発行し
特別会計の規にる法律第十四

二

行

争

入

札

発

競

格

第

I

加

場

で二利千九億円で、つき面金額
た利付国債につき、つき面金額
条第一項の規定に基づき発行し
特別会計の規にる法律第十四

ハ

国

債

市

場

で二利千九億円で、つき面金額
た利付国債につき、つき面金額
条第一項の規定に基づき発行し
特別会計の規にる法律第十四

ロ

札

発

行

争

入

額千億千八百七十五万円
た利付国債につき、つき面金額
条第一項の規定に基づき発行し
第八十五万四千三百

イ

入

札

発

競

格

第

II

加

場

額千八百五十九億
うち、平成十二年の
財政運営のたためる法律第二
特別会計の規にる法律第十四

争入及争入
行市加場特
債参加者
別第II非
・格競
入札発
利過利
の払込み

(一) 年

○・三パーセント
は、払込金の通知を受け、
式により算出した金額を第
十号の規定する期日に払い
込む。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{57}{365}$$

(二)

発行時に、
係る所得が源泉徴収され、
口座に振り替わると、
口座記載又は振替口座簿中の
のついでには、前記の算式
金額に、たし、たし、たし、
額に、たし、たし、たし、
時に、たし、たし、たし、
住者に、又は、たし、
に、たし、たし、
出、たし、
は、たし、
得税の税率を乗じた金額を
控除することができる。

十四
初期
利子
平成
二十
二年
十二
月二十
日を支

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 還 還 期
日 加 支 額 限 子 以

平成二十二年八月十六日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成二十七年六月二十日
る利息を支払う。
いて、その日以前六箇月に属す
日を支払期とし、各支払期にお
毎半年六月二十日及び十二月十
後第二期利子

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

規定する期日について同じ。
下、次の号及び第十六号において
は、その翌営業日に支払うとき
払った金額を休業日に当たるとき
し、期が銀行休業日に当たるとき
払った金額を支払う。ただし、算出
期とし、次の算式により算出